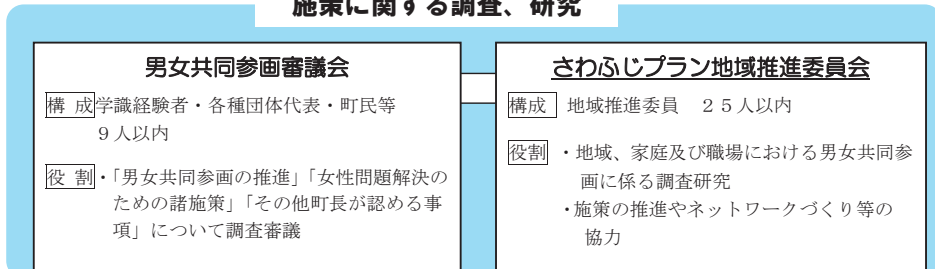
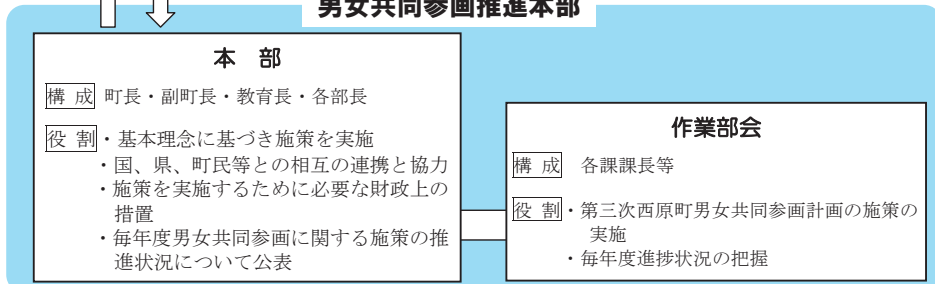


## 計画の実現に向けて

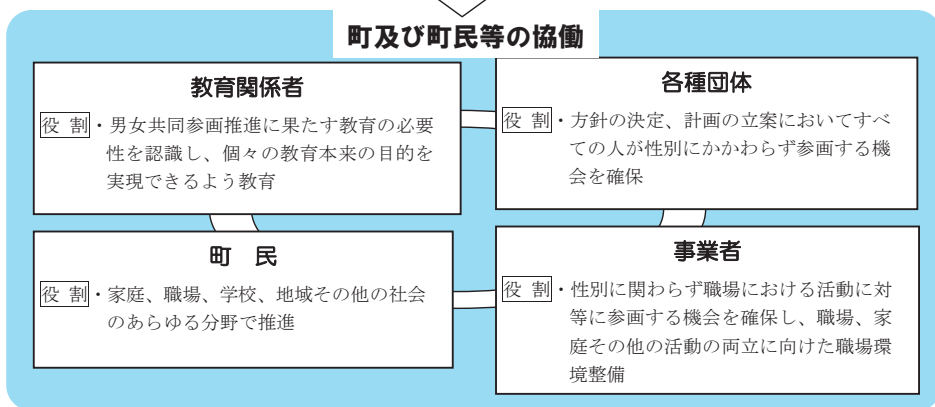
### 施策に関する調査、研究



### 男女共同参画推進本部



### 町及び町民等の協働



## ※お知らせ※

### 次回審議会日程及び内容

日時：2013年3月26日（火） 14:00～16:00

場所：西原町役場第5庁舎会議室

内容：第7回審議会及び西原町長へ答申

## 『第三次さわふじプランお便り』

（第三次西原町男女共同参画計画）

～プラン策定の様子をお知らせします～

（2013年3月5日発行）No. 6

### 「お便り」の目的と活用

このお便りは、第三次さわふじプラン策定の様子と概要を、策定に携わっている事業関係者や西原町民に、わかりやすく伝えるための『お便り』です。

このお便りは、平成24年10月から平成25年3月までの期間、毎月1回程度発行されます。

策定に関わっている事業関係者（審議会委員・さわふじプラン推進員など）には、郵送にてお届けします。

また、行政職員やワークショップ（基礎講座）参加者、西原町民には、このお便りの内容を『西原町ホームページ』にて公開いたします。

### お便り第6号トピックス

- ☆ 2月12日と27日に開催された第5～6回審議会の様子を併せてお知らせします。
- ☆ 今回の主な内容は「第二次計画の評価を踏まえた4つの重要課題に関する重点施策」「計画の体系と具体的施策」「計画の実現に向けて」この3点の審議内容を紹介します。

### 「第三次さわふじプラン」とは？

西原町は「西原町男女共同参画推進条例第13条」に基づき、家庭や地域や職場など、日々の暮らしの中で、年齢や性別で差別されたり不愉快な思いをすることなく、お互いを尊重しあい、安心して生活できるまちづくりを目指しています。

この計画は、上記のまちづくりを計画的かつ総合的に実施するためのプランです。『さわふじ』の名称を第一次計画から継承することが第1回審議会でも決まりました。

この計画の上位となる条例をシリーズでご紹介します。

#### 西原町男女共同参画推進条例の第10条と第11条を紹介

##### （性別による差別的取扱いなど人権侵害の禁止）

**第10条** 何人も社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、パワーハラスメント、モラルハラスメント、その他ハラスメント、その他家庭内の暴力など、他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

##### （公衆に表示する情報に関する配慮）

**第11条** 何人も公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第5～6回審議会の審議内容

### 重要課題に対する重点施策

第二次『計画』評価から出た重要課題に対して、第三次『計画』では、以下の施策を重点的に取り組みます。

これらの重点施策は、国や県の動向、町民を対象にした調査研究（ワークショップ）等を踏まえ、第三次『計画』に反映しました。

#### 重要課題

ドメスティック・バイオレンス(DV)をなくすには

##### 重点施策

- ◇ 配偶者等からの暴力(DV)の根絶



△重要課題に関する基礎講座の様子

#### 重要課題

男女共同参画社会をつくるには

##### 重点施策

- ◇ 男女共同参画に関する意識啓発のさらなる推進
- ◇ 家庭・地域・職場における男女共同参画の実践促進
- ◇ 推進体制と拠点機能の強化



△重要課題に関するワークショップの様子

#### 重要課題

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図るには

##### 重点施策

- ◇ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### 重要課題

女性の就業、起業を促進するには

##### 重点施策

- ◇ 雇用等の分野におけるすべての人の均等な機会と待遇の確保

### 計画の体系と具体的施策

西原町『条例』に規定されている基本理念の項目に基づき施策の柱をたて、方向性やねらいを定めました。

これらの理念や施策の柱に基づき、具体的施策と事業内容を策定しています。なお、事業内容については、実施時期（前期5年間か後期5年間）、分類（第二次『計画』からの継続事業か第三次『計画』からの新規事業）、所管（事業担当課）を協議し、委員の意見をまとめました。

#### 第三次西原町男女共同参画計画

##### 基本理念

1. すべての人の人権の尊重
2. 互いの性を理解し、性と生殖に関する健康と権利の尊重
3. あらゆる分野の教育の場における男女共同参画の実現
4. 社会における制度または慣行についての配慮
5. 政策や方針等の立案及び決定への共同参画
6. 家庭生活における活動と他の活動の両立
7. 国際社会における取り組みとの協調

##### 施策の柱

16の施策の柱(方向性)

##### 具体的施策

32の具体的施策

##### 実施策

事業No.	事業名	事業説明	実施時期	分類	所管
-------	-----	------	------	----	----

100の事業